

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(平成12年法律第100号、平成12年5月31日公布、平成13年4月1日施行)



平成29年2月

環境省

背景

気候変動や環境汚染、資源の枯渇、廃棄物処理等、今日の我々が直面している環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動に起因しています。限りある資源を持続的に活用し、将来世代に引き継ぐためには、経済社会のあり方そのものを見直し、持続可能な発展が可能なものに変革することが不可欠です。そのためには、あらゆる分野において、環境負荷の低減に努めることが必要であり、組織の調達行動においても、環境物品等への需要の転換を促進していかなければなりません。

日本では、2000年に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆるグリーン購入法が制定されました。法律の施行に伴い、国等の機関をはじめ、地方公共団体、事業者等におけるグリーン購入の考え方や取組が普及し、一定の成果があがっています¹。

折しも、国際社会では、2015年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」²が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)の一つに持続可能な消費と生産形態の確保が盛り込まれました。これを受け、国はターゲット12.7³を実現する施策としてグリーン購入の促進を掲げ、国等の特定調達物品等の調達率を指標として用いることとしています。持続可能な社会を構築する手段の一つとして、グリーン購入の重要性が再認識されています。

ねらい

環境負荷の低減に資する物品・役務
(環境物品等)について

- ① 国等の公的部門における調達の推進
- ② 情報の提供など

環境負荷の少ない
持続可能な社会の構築

法の対象

● 国及び独立行政法人等の責務(第3条)【義務】

国及び独立行政法人等は、物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

● 地方公共団体及び地方独立行政法人の責務(第4条)【努力義務】

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

● 事業者及び国民の責務(第5条)【一般的責務】

事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

1 環境省「グリーン購入.net」… <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

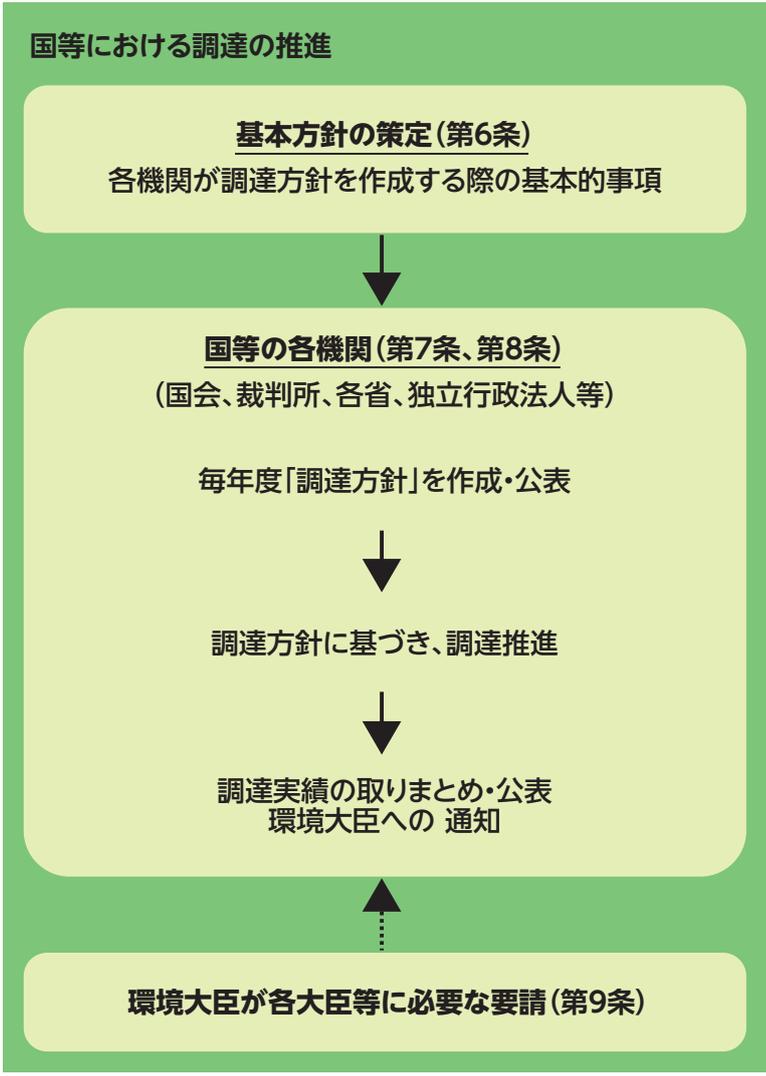
2 国際連合広報センター ……http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

3 ターゲット12.7 ……国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。

グリーン 購入法の 仕組み



目的 (第1条) 環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、
 ①国等の公的部門における調達への推進
 ②情報の提供など ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築



地方公共団体・地方独立行政法人(第10条)

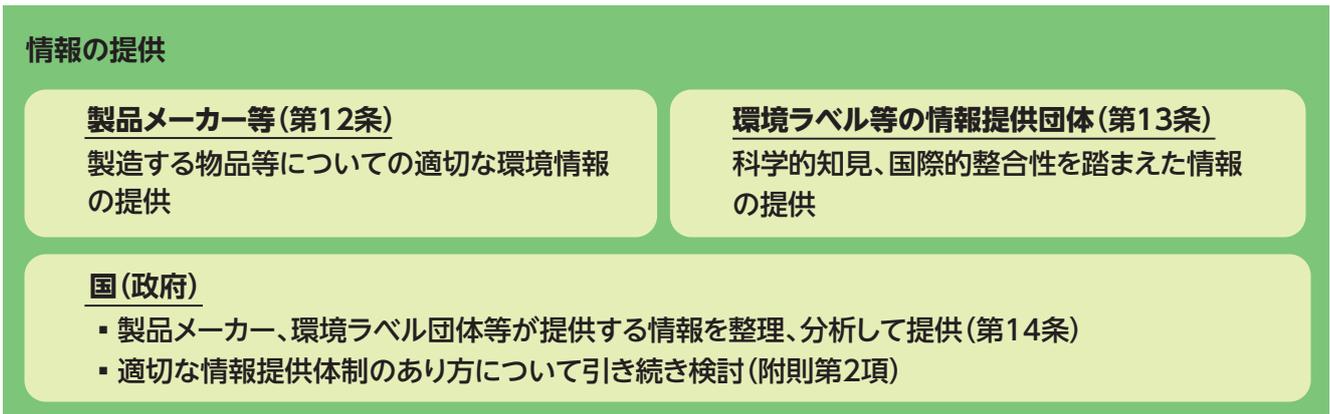
- 毎年度、調達方針を作成
- 調達方針に基づき調達推進(努力義務)

↑

環境調達を理由として、
 ← 物品調達の総量を増やすこと
 ならないよう配慮(第11条)

事業者・国民(第5条)

物品購入等に際し、できる限り、
 環境物品等を選択
 (一般的責務)



グリーン購入とは

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、

環境を
考慮して、

必要性を
よく考え、

環境への負荷が
できるだけ少ない製品
やサービスを選び、

環境負荷の低減に
努める事業者から優先
して購入することです。

グリーン購入は、購入者の消費行動を環境に配慮したものにすることで、供給者に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境配慮型へ変えていく力を持っています。

グリーン購入の基本的考え方

グリーン購入法の基本方針では、環境負荷の低減に資する物品・役務(以下「環境物品等」という。)の調達推進の**基本的考え方として以下の3点**が掲げられています。

1

1. 環境負荷の少ない物品等及び環境負荷低減に努めている事業者の選択

価格や品質などに加え、できるだけ環境負荷の少ない物品等の積極的な調達を考慮する必要があります。また、環境物品等を調達する際は、物品そのものの環境負荷だけでなく、物品等の設計・製造、販売等を行っている事業者による環境マネジメントや情報公開等の取組にも配慮することが重要です。

2

2. ライフサイクル全体を考慮した物品等の調達

物品等を選択する際は、資源採取から廃棄に至る、ライフサイクル全体の環境負荷の低減を考慮する必要があります。また、大気汚染など、地域に特有の環境問題を抱えている場合は、それに応じた環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要です。

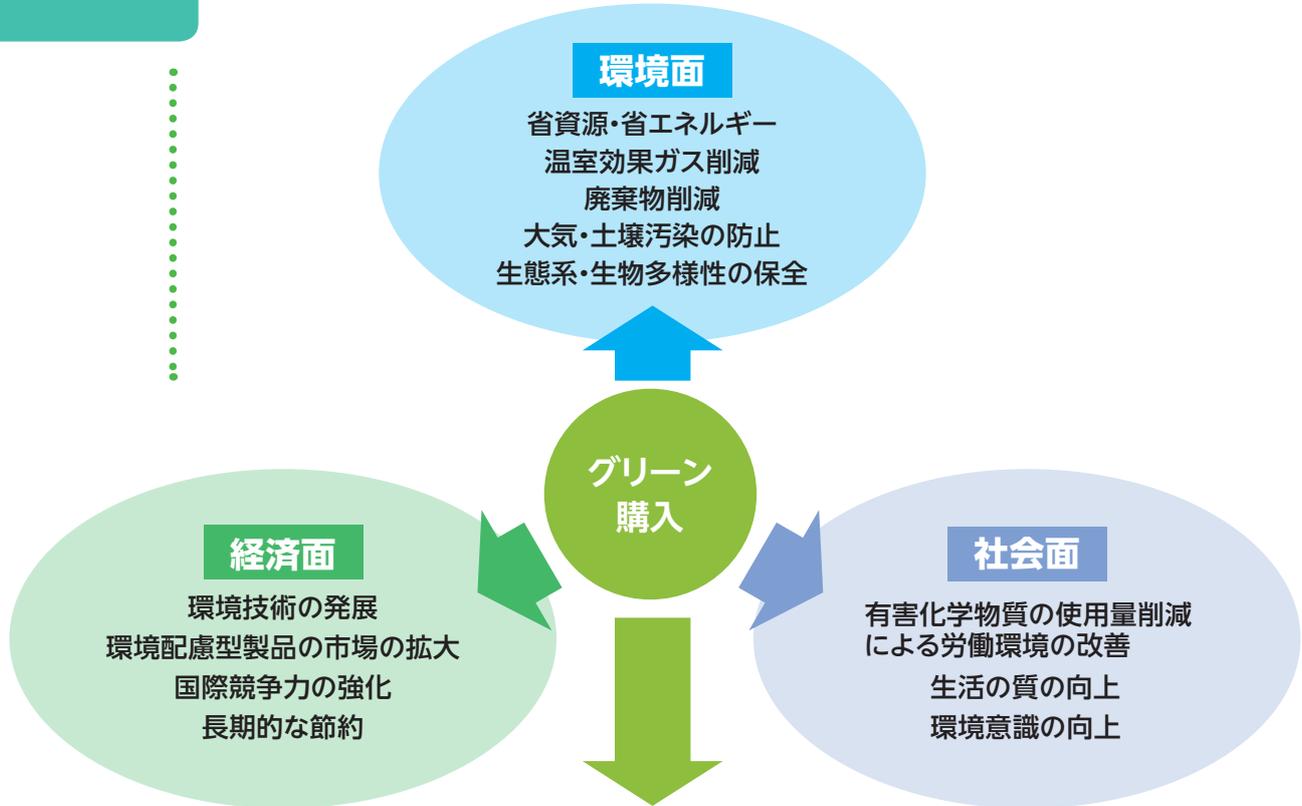
3

3. 最優先されるべきはリデュース

環境物品等の調達推進を理由に調達総量が増加しないようにすること、すなわち、調達量自体の抑制(リデュース)に配慮しなければなりません。調達した環境物品等の長期的かつ適正な使用や分別廃棄に留意し、環境負荷が着実に低減されることが重要です。

グリーン購入の意義

グリーン購入を実践することにより、環境面だけでなく、社会面や経済面の効果が期待できます。



持続可能な社会の構築

環境配慮契約法との連携で更なる環境配慮(国等の機関、地方公共団体等)

	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	●製品・サービスの環境性能を規定	●契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する入札・契約方式を規定
趣旨	●一定水準の環境性能を満たす製品・サービスを調達	●価格等を含め総合的に評価して最善の環境性能を有する物品・サービスを調達
対象品目・契約	●紙類、文具類、OA機器、家電製品、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務など21分野274品目(平成29年2月閣議決定)	●電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、ESCO事業、建築設計、産業廃棄物処理の6つの契約類型(平成29年2月閣議決定)
対象機関	●各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が基本方針実施対象機関 ●地方公共団体等は努力義務	●各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が基本方針実施対象機関 ●地方公共団体等は努力義務
内容など	●環境物品等に係る判断の基準等を閣議決定 ●基本方針に則して調達方針を作成し、調達方針に基づき環境物品等を調達 ●対象機関が調達実績を公表	●環境配慮契約の方法等を閣議決定 ●基本方針に従い環境配慮契約を実施 ●対象機関が契約実績を公表

グリーン 購入推進の 背景



国内

国内初の組織的なグリーン購入の取組
滋賀県が独自に包括的なグリーン購入指針を策定

1994

政府による「率先実行計画」
「財やサービスの購入・使用に当たっての
環境保全への配慮」が盛り込まれる

1995

グリーン購入ネットワーク (GPN) 設立
グリーン購入に率先して取り組む企業、行政、民間団体
等から成る非営利組織として普及啓発活動を開始

1996

グリーン購入法制定 (2001年施行)
循環型社会形成推進基本法をはじめ、
6つの法律が一体的に整備される

2000

循環型社会形成推進基本計画
グリーン購入に関する意識向上や
具体的な行動が目標として掲げられる

2003

環境配慮契約法制定 (同年施行)

2007

第二次循環型社会形成推進基本計画
2025年の循環型社会のイメージにおいて、
グリーン購入を心懸けた
消費行動を当たり前のものとする

2008

第三次循環型社会形成推進基本計画

2013

国際

**持続可能な開発に関する世界首脳会議
(ヨハネスブルグサミット)**

全ての政府に消費と生産の持続不可能な形態
を変えることが求められ、持続可能な消費と生産
(Sustainable Consumption and Production:
SCP)が注目される

2002

**サステナブル公共調達
のマラケシュ・タスクフォース
(2011年まで)**

2005

国連持続可能な開発会議 (リオ+20)

「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み
(10YFP)」が採択され、サステナブル公共調達 (SPP)
が優先プログラムに認定される

2012

サステナブル公共調達イニシアチブ (SPPI)

主要なステークホルダー間の協力を図り、サステナ
ブル公共調達 (SPP) の潜在的な利益と影響への理解を
深め、SPPの世界的な実施を目指す

2013

10YFP SPP Programme

SPPの知見を広げ、専門家の支援と能力開発の機会
を増やすことでSPPの実践を支援する

2014

持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標 (SDGs) に持続可能な消費と
生産パターンの確保が盛り込まれる

2015

